

次のとおり契約の相手方等について公告します。

平成18年9月13日

京都市長 梶本 頼兼

[掲載順序]

- ①物品の名称及び数量
 - ②契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - ③契約の相手方を決定した日
 - ④契約の相手方の名称及び所在地
 - ⑤契約金額
 - ⑥契約の相手方を決定した手続き
 - ⑦随意契約の場合は、随意契約によることとした理由
-
- ①東部クリーンセンターごみ収集車自動計量システム読取装置改造委託
 - ②京都市環境局適正処理施設部施設整備課
京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65番地京都朝日ビル4階
 - ③平成18年8月9日
 - ④日本電気株式会社京都支店
京都市下京区堀川通綾小路下る綾堀河町293-1堀川通四条ビル
 - ⑤27,300,000円
 - ⑥随意契約
 - ⑦「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」

特例政令第10条第1項第1号及び2号該当

①南部クリーンセンターごみ収集車自動計量システム読取装置改造委託

②京都市環境局適正処理施設部施設整備課

京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65番地京都朝日ビル4階

③平成18年8月9日

④日本電気株式会社京都支店

京都市下京区堀川通綾小路下る綾堀河町293-1堀川通四条ビル

⑤70,717,500円

⑥随意契約

⑦「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」

特例政令第10条第1項第1号及び2号該当

①東北部クリーンセンターごみ収集車自動計量システム読取装置改造委託

②京都市環境局適正処理施設部施設整備課

京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65番地京都朝日ビル4階

③平成18年8月9日

④株式会社アセック

兵庫県尼崎市南初島町12番地の6

⑤19,950,000円

⑥随意契約

⑦「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」

特例政令第10条第1項第1号及び2号該当

(環境局適正処理施設部施設整備課)